

日進市道路等愛護団体報奨金交付要綱

平成28年10月14日
要綱第95号

(目的)

第1条 この要綱は、道路、河川等の公共施設において、除草及びそれに伴う清掃（以下「愛護活動」という。）を自主的に行う団体に対し、報奨金を交付することにより、市民活動を推進し、もって公共施設的美観の維持及び公共施設への愛護精神の高揚を図ることを目的とする。

(対象活動)

第2条 報奨金の交付の対象となる活動は、成人の代表者1人を含む5人以上で構成され、日進市市民参加及び市民自治活動条例（平成24年日進市条例第2号）第23条に規定する団体に登録されている団体（以下「登録団体」という。）のうち、1年度当たり3回以上愛護活動を行う団体（以下「愛護団体」という。）が、市の管理する道路、河川若しくは排水路又は愛知県が管理する河川若しくはその敷地であって、市が主催し、若しくは共催するイベントの会場となる場所（以下「道路等」という。）で行う愛護活動とする。

(報奨金の額)

第3条 報奨金の額は、予算の範囲内において、愛護団体が行う愛護活動1回につき500平方メートル以上を基準として5平方メートル当たり100円とし、1年度における上限を10万円とする。

(計画書の提出)

第4条 前条の報奨金の交付を受けようとする愛護団体は、毎年度、愛護活動を実施する7日前までに、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 日進市道路等愛護団体活動計画書（第1号様式）
- (2) 愛護団体構成員名簿
- (3) 登録団体であることを証する書類の写し
- (4) 愛護活動を行う場所の位置図
- (5) 愛護活動面積の計算ができる図面
- (6) その他市長が必要とする書類

2 愛護団体は、前項第2号により提出された愛護団体構成員名簿に変更があったとき又は第2条に規定する登録団体でなくなったときは、速やかに市長に届け出るものとする。

(実績報告)

第5条 愛護団体は、毎年度、愛護活動の最終実施日から14日以内の日又は当該年度の3月28日（当該日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときはこれらの日の前日）のいずれか

早い日までに、日進市道路等愛護団体活動実績報告書（第2号様式。以下「実績報告書」という。）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

（報奨金の交付決定）

第6条 市長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、日進市道路等愛護団体報奨金交付決定通知書（第3号様式）により報奨金の額を通知するものとする。

（報奨金の請求及び交付）

第7条 前条の規定により交付決定を受けた愛護団体は、交付決定を受けた日から10日以内に、日進市道路等愛護団体報奨金請求書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

（報奨金の交付決定の取消し）

第8条 市長は、愛護団体が第2条に規定する要件を満たさなくなつたと認められるとき又は愛護団体がこの要綱の規定に違反したとき若しくは偽りその他不正な手段により報奨金の交付決定を受けたときは、報奨金の全部又は一部の交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により報奨金の交付決定を取り消したときは、日進市道路等愛護団体報奨金交付決定取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により報奨金の全部又は一部の交付決定を取り消した場合において、既に報奨金を交付しているときは、期限を定めて報奨金の返還を命ずるものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月14日から施行する。